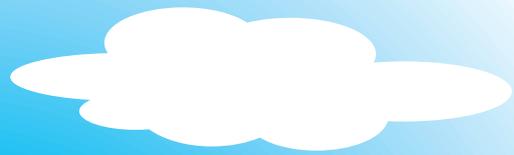


'17.1.改定

# マンション管理安心保険

(管理組合用火災総合保険)



# 充実した補償が選べるマンション共

対象となる事故	火災	落雷	破裂・爆発	風災・雹(ひょう)災・雪災	水災 <small>台風、豪雨等による洪水・土砂崩れ・落石等により、保険の対象である建物が床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水を被った結果、損害を受けた場合</small>	建物外部からの物体の落下・飛来・衝突等	給じる
							
お支払いする保険金	● <b>プランA</b>						
	● <b>プランB</b> 水災対象外特約セット						
	● <b>プランC</b> 不測かつ突発的な事故対象外特約セット						
	● <b>プランD</b> 水災対象外特約・不測かつ突発的な事故対象外特約セット						
	● <b>プランE</b> 火災、落雷、破裂・爆発限定特約セット ※プランEをお選びいただいた場合には、「損害防止費用」を除き、費						
	● <b>損害保険金</b> 損害保険金×30%×各世帯の共有持分割合 (1回の事故につき1世帯あたり100万円限度です。)						
臨時費用	● <b>焼け跡の整理・清掃費用やリサイクル費用などの実費</b> (損害保険金×10%限度です。)						
残存物取片つけ費用	● <b>消火薬剤の再取得費用等の実費</b>						
損害防止費用	● <b>消火薬剤の再取得費用等の実費</b>						

ドアロック交換費用	1回の事故につき30万円限度	水道管修理費用	実費(1回の事故につき1敷地内ごとに100万円)
-----------	----------------	---------	--------------------------

※共用部分のドアの鍵が盗まれた場合の、ドアの錠の交換費用(鍵の紛失は対象となりません。)  
 ※ドアロック交換費用対象外特約をセットしてご契約いただいた場合には、ドアロック交換費用保険金はお支払いできません。

※共用部分の専用水道管(区分所有者の専有部分の専用水道管を除きます。)の凍結(パッキンのみが生じた損壊を除きます。)を対象とし、必要かつ有益な費用に限りま。

オプション	建物付属機械設備等電氣的機械的的事故補償特約	損害額 - 1万円(免責金額) (保険金額限度)	施設賠償責任特約*	損害賠償金 + その他の費用 <small>*建物内に置かれていた賠償</small>
	個人賠償責任包括特約	損害賠償金 + その他の費用 示談交渉をお手伝いします。	災害緊急費用特約	実費 保険金額×30%または1,000万円のいずれか低い額に限りま。 (必要かつ有益な費用に限りま。)

## 保険金額について

● 万一の事故の際に十分な補償を受けられるように、適切な保険金額でご契約ください。

共用部分の範囲が上塗基準の場合のめやす	建物全体の評価額に対して <b>60%</b>
共用部分の範囲が壁真基準の場合のめやす	建物全体の評価額に対して <b>40%</b>

共用部分の範囲を定める基準を管理規約でご確認ください。

## 地震保険もご契約ください。 マンション管理安心

地震保険は、地震・噴火またはこれらによる津波(以下、「地震等」といいます。)を原因とする火災(延焼・拡大も含みます。)、損壊、埋没、流失による損害だけでなく、地震等により延焼・拡大したことによって建物が損害を受けた場合に保険金をお支払いします。

※ご希望されない場合を除き、地震保険をあわせてご契約いただけます。  
 ※地震保険は、単独ではご契約できません。マンション管理安心保険にセットしてご契約ください。  
 ※お支払いする保険金は、1回の地震等による損害保険会社全社の支払保険金の総額が11兆3,000億円(2016年4月現在)を超える場合、算出された支払保険金の総額に対する11兆3,000億円の割合によって削減される場合があります。

### ● お支払いする保険金

	損害の程度	お支払いする保険金
建物	全損	地震保険金額の <b>100%</b> (時価が限度)
	大半損	地震保険金額の <b>60%</b> (時価の60%が限度)
	小半損	地震保険金額の <b>30%</b> (時価の30%が限度)
	一部損	地震保険金額の <b>5%</b> (時価の5%が限度)



お支払いする保険金		保険金をお支払いできない主な場合
損害保険金	損害額 - 1万円 (免責金額) 免責金額超過時損害額補償特約をセットした場合、損害額が1万円を超えた事故については、損害額の全額を損害保険金としてお支払します。 ※保険金額限度	<ul style="list-style-type: none"> <li>ご契約者または被保険者、これらの方の法定代理人、被保険者と同居の親族、保険の対象の管理を委託された者等の故意、重大な過失、法令違反によって生じた損害</li> <li>差押え・没収等公権力の行使によって生じた損害</li> <li>保険の対象の欠陥によって生じた損害</li> <li>保険の対象に対する修理等における作業上の過失または技術の拙劣によって生じた損害</li> <li>建築請負業者が法律上または契約上責任を負うべき損害</li> <li>保険の対象の自然の消耗、劣化、変色、変質、さび、かびその他類似の事由またはねずみ食い、虫食い等によって生じた損害</li> <li>単なる外観上の損傷で機能に直接関係のない損害</li> <li>電氣的事故または機械的の事故によって生じた損害</li> <li>詐欺または横領によって生じた損害</li> <li>土地の沈下、移動または隆起によって生じた損害</li> <li>電球、ブラウン管等の管球類に単独に生じた損害</li> <li>楽器について生じた弦の切断または打楽器の打皮の破損、音色または音質の変化</li> <li>美術品に生じた格落ち損害</li> <li>磁気テープ等や情報機器に記録された情報のみに生じた損害</li> <li>戦争、外国の武力行使、内乱その他これらに類似の事変または暴動によって生じた損害</li> <li>地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害</li> <li>核燃料物質の有害な特性によって生じた損害</li> <li>損害保険金の一部または臨時費用保険金の全部について保険金をお支払いしないことを約定する特約をセットしてご契約いただく場合における、その損害保険金または臨時費用保険金</li> </ul>
臨時費用	損害保険金 × 30% × 各世帯の共有持分割合 ※1回の事故につき1世帯ごとに100万円限度	
残存物取片づけ費用	焼け跡の整理・清掃費用やリサイクル費用などの実際に負担した費用 ※損害保険金×10%限度	
ドアロック交換費用	ドアの錠の交換に必要な費用 ※1回の事故につき30万円限度	
水道管修理費用	水道管を復旧するために必要な費用 ※1回の事故につき1敷地内ごとに100万円限度	
損害防止費用	実費 (消火薬剤の再取得費用など)	

セットしてご契約いただくことができる特約	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金
建物付属機械設備等電氣的機械的の事故補償特約	ショート、アーク、スパーク、過電流、空中電気の作用その他の電氣的現象による事故または機械的の事故	損害額 - 1万円 (免責金額) ※保険金額限度
施設賠償責任特約 (エレベーター・エスカレーター賠償責任特約)	申込書に記載の建物の共用部分の所有、使用、管理における偶然な事故により、他人の身体に障害を与え、または財物を損壊させたことによる法律上の損害賠償	損害賠償金 + 弊社が承認する費用
個人賠償責任包括特約	申込書に記載の建物の居住用戸室の所有、使用、管理または居住用戸室に居住している者・その配偶者・それらの者の別居の婚姻歴のない子の日常生活における偶然な事故により、他人の身体に障害を与え、または財物を損壊させたことによる法律上の損害賠償	損害賠償金 + 弊社が承認する費用
災害緊急費用特約 (プランEにはセットできません。)	保険の対象の復旧にあたって要する次の費用等 <ul style="list-style-type: none"> <li>損害の原因の調査費用</li> <li>損害の範囲を確定するために要する調査費用</li> <li>仮修理費用</li> <li>保険の対象の代替として使用する物の賃借費用</li> <li>仮設物の設置費用・撤去費用・土地賃借費用</li> <li>迅速に復旧するための工事に伴う割増賃金</li> </ul>	実費 (弊社が承認する必要かつ有益な費用) ※建物の共用部分の保険金額×30%または1,000万円のいずれか低い額限度

### ご契約に際してご確認いただきたい主な事項

- ① 保険期間:原則1年間となります。1年を超える期間を設定することも可能です。実際にご契約いただく保険期間については、申込書をご確認ください。
- ② 保険金額:実際にご契約いただく保険金額は申込書をご確認ください。なお、保険金額は再調達価額を基準に、過不足なく設定することをおすすめします。
- ③ 保険料:保険料は保険金額、保険期間、建物の所在地・構造、用途等により決定されます。また、実際にお支払いいただく保険料については、申込書をご確認ください。なお、保険料払込みに関する特約をセットした場合を除いて、保険料は、ご契約と同時に支払ってください。保険期間が始まった後であっても、保険料を領収する前に生じた事故による損害に対しては保険金をお支払いできません。
- ④ 満期返れい金、契約者配当金:満期返れい金・契約者配当金はありません。
- ⑤ 解約返れい金:ご契約を解約される場合は、取扱代理店・営業社員にご連絡ください。なお、解約に際しては、ご契約の保険期間のうち未経過期間に対して所定の保険料を返還または請求させていただきますことがあります。
- ⑥ 告知義務等:ご契約者または被保険者となる方は、ご契約締結の際、申込書に記載された危険 (損害の発生の可能性をいいます。)に関する重要な事項のうち、弊社が告知を求める事項 (告知事項) についてご回答いただく義務 (告知義務) があります。ご契約者または被保険者の故意または重大な過失によって、告知事項について事実をお申し出いただかなかった場合や、事実と異なることをお申し出された場合には、ご契約を解除させていただくことや保険金をお支払いできないことがあります。詳しくは、重要事項説明書 (「契約概要のご説明」「注意喚起情報のご説明」) をご確認ください。

### ご契約後にご留意いただきたい主な事項

- ① 通知義務等:ご契約者または被保険者は、ご契約後、告知事項のうち以下の項目 (通知事項) に変更が生じた場合は、遅滞なくその旨を取扱代理店・営業社員またはお客さまセンターに通知していただく義務 (通知義務) があります。
  - ・建物の柱の種類・耐火性能区分、面積
  - ・建物の用法 (共同住宅・店舗等)
 ご契約者または被保険者の故意または重大な過失によって、遅滞なくご通知いただけなかった場合は、ご契約を解除させていただくことや保険金をお支払いできないことがあります。また、ご契約者の住所が変更となる場合や、建物などを売却・譲渡等する場合も、取扱代理店・営業社員またはお客さまセンターにご通知ください。詳しくは、重要事項説明書 (「契約概要のご説明」「注意喚起情報のご説明」) をご確認ください。
- ② 事故発生時の対応:ご契約いただいた保険契約で補償される事故が発生した場合は、遅滞なく取扱代理店・営業社員またはセイフティ24コンタクトセンターにご連絡ください。事故のご連絡が遅れますと、保険金のお支払いが遅れる場合や、保険金の全部または一部をお支払いできない場合があります。

商品・契約内容に関するお問い合わせは… <b>富士火災</b> <b>お客さまセンター</b> <b>0120-228-386</b> <small>*携帯電話・PHSからもご利用になれます。</small> <small>●平日:午前9:00～午後6:00 (年末年始を除きます。)</small> <small>●土日祝:午前9:00～午後5:00 (除きます。)</small>	事故の受付・ご相談は… <b>富士火災</b> <b>セイフティ24コンタクトセンター</b> <b>0120-220-557</b> <small>*携帯電話・PHSからもご利用になれます。</small> <b>24時間・365日</b> <b>受け付けております。</b>	ご不満・ご要望のお申し出は… <b>富士火災</b> <b>お客様の声室</b> <b>0120-246-145</b> <small>*携帯電話・PHSからもご利用になれます。</small> <small>●平日:午前9:00～午後7:00 (年末年始を除きます。)</small>	弊社との間で問題を解決できない場合は… 一般社団法人 日本損害保険協会 <b>そんぽADRセンター</b> <b>0570-022-808</b> <small>*PHS・IP電話からは03-4332-5241</small> <small>●平日:午前9:15～午後5:00 (12月30日～1月4日を除きます。)</small> <small>※電話料金はお客さま負担となります。</small>
--	---	--	--

ご契約に際しては、保険商品についての重要な情報を記載した重要事項説明書 (「契約概要のご説明」「注意喚起情報のご説明」) をご用意していますので、必ずお読みください。ご不明な点につきましては、取扱代理店・営業社員までお問い合わせください。

●保険料お支払の際は、「初回保険料口座振替特約」をセットされた場合などを除き、富士火災所定の保険料領収証を発行することとしておりますので、お確かめください。●ご契約後、1か月経過しても保険証券が到着しない場合は、弊社取扱営業店にご照会ください。●事故が発生した場合は、遅滞なく取扱代理店・営業社員またはセイフティ24コンタクトセンターまでご連絡ください。●ご契約後、お届けの住所、電話番号が変更となった場合は、すみやかに取扱代理店・営業社員またはお客さまセンターにご連絡ください。●このパンフレットの内容は概要の説明です。詳しくは取扱代理店・営業社員にご照会ください。●弊社の損害保険募集人 (代理店・営業社員) は保険契約締結の代理権および告知受領権を有していますので、有効に成立したご契約は、弊社と直接契約されたものとなります。なお、代理店は、弊社との委託契約に基づき、保険料の領収、保険料領収証の発行、契約条件変更の際のご通知の受領などの代理業務も行っていきます。●複数の保険会社による共同保険契約の場合には、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。各引受保険会社は、それぞれの引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。

お問い合わせは

## 富士火災海上保険株式会社

〒105-8622 東京都港区虎ノ門4-3-20  
TEL.03-5400-6000 (大代表)  
http://www.fujikasai.co.jp/



このパンフレットは環境負荷の少ない植物油インキを使用しています。